

総合評価落札方式(建築施工能力評価型)について

(趣旨)

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保、ダンピング防止などを目的に、価格と技術提案を総合的に評価し、優れた案を提示した者を落札者として決定する方式です。建築施工能力評価型では、技術的な工夫の余地が小さい工事(簡易型)を対象とし、施工計画についての技術提案を評価する取組です。

(制度概要)

1 対象工事

施工能力等の差異が品質等に影響する工事を対象とし、予定価格は5千万円(設備工事は1千万円)以上とする。高度な施工技術や工期短縮などの技術提案は求めない。

2 評価方法

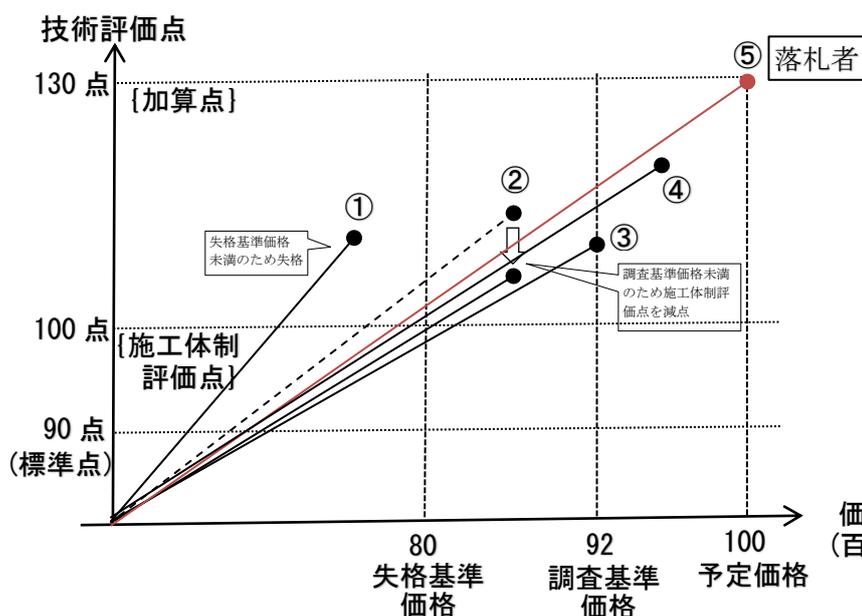
入札参加者が提出する技術提案を点数化し、算定式で得た数値「評価値」が最も高い者を落札者とします。「評価値」は、「技術評価点」を「入札価格」で除して算出(除算方式)します。

■落札者決定方法

「評価値」が最も高い者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点} \div \text{価格} = \{ \text{標準点 (90点)} + \text{施工体制評価点} + \text{加算点} \} \div \text{入札価格}$$

【技術評価点と価格との関係(イメージ)】



入札参加者	①	②	③	④	⑤
入札価格(百万円)	75	85	92	95	100
技術評価点	115	106	111	119	130
評価値	-	124.7	120.6	125.2	130.0
結果	失格	3位	4位	2位	1位

【想定価格】

予定価格 : 100(百万円)
 調査基準価格 : 92(百万円)
 失格基準価格 : 80(百万円)

3 「技術評価点」の評価項目及び評価基準（配点方法）

「技術評価点」は、「標準点(90点)」に「施工体制評価点」及び「加算点」を加えたものとする。

(1) 施工体制評価点(満点 10 点)

評価項目	配点	評価内容
入札価格の適切性	10 点	入札価格が調査基準価格以上の場合は 10 点、調査基準価格未満(低入)の場合は 0 点

(2) 加算点(満点 30 点)

① 工事の提案(10 点)

評価項目	配点	評価内容
施工上配慮すべき事項	10 点	工事における配慮事項（仮設計画、騒音振動対策、飛散防止、資材搬出入、産業廃棄物処理、課題など）の記載有無を評価

② 企業の施工能力(4 点)

評価項目	配点	評価内容
同種工事の施工実績	2 点	実績の有無
工事成績	2 点	県、公社等発注の工事成績の点数を評価（4 件まで）

③ 配置予定技術者の技術力(6 点)

評価項目	配点	評価内容
同種工事の施工実績	1 点	実績の有無
工事成績	2 点	主任（監理）技術者又は現場代理人として担当した県、公社等発注の当該工種の工事の工事成績を評価（2 件まで）
継続学習（CPD）の取組状況	3 点	推奨単位以上の取得を評価 ※建築工事の場合は、年間 12 単位以上

④ 地域建設業者の育成(10 点)

評価項目	配点	評価内容
地域精通度	1 点	本店の所在地が県内（又は指定地域）の場合を評価
県内企業の下請負人	1 点	元請又は下請負人が県内（又は指定地域）の場合を評価
建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用	1 点	CCUS に事業者登録済
若手・女性技術者の育成	1 点	現場配置の有無
週休 2 日の実績	1 点	実績の有無
賃上げ実施	5 点	1.5%の賃上げ表明書の提出